

【経 緯】

令和7年6月に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」に基づき、サービスを監督する教育委員会は、改正された国の指針(※)に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定め、または変更したときは、遅滞なく公表するとともに、総合教育会議に報告することが義務化されました(第8条第3項)。また、毎年度、実施状況を公表するとともに、総合教育会議に報告することが義務化されました(第8条第4項)。

*公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(以下、給特法)

(教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等)

第8条 教育委員会は、指針に即して、当該教育委員会がサービスを監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画を定めるものとする。

2 (略)

3 教育委員会は、業務量管理・健康確保措置実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、総合教育会議に報告するものとする。

4 教育委員会は、毎年度、文部科学省令で定めるところにより、業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議に報告するものとする。

5 (略)

改正法の施行日は令和8年4月1日です。本市では、その施行日に合わせ、国の指針に則った計画を「大和市立学校教員の業務量管理・健康確保措置実施計画」として策定し、令和8年4月1日に施行しました。

※国の指針について

給特法第7条で、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するために定めるもの、とされており、サービス監督を担う教育委員会が講ずべき措置等として、「学校と教師の業務の3分類」を位置付けています。

(1) 学校以外が担うべき業務

(2) 教師以外が積極的に参画すべき業務

(3) 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

【計画の概要】 構成と内容は以下のとおりです。

1. 計画の趣旨・現状

○国指針に即し、本市の実情を踏まえ、働き方改革の実効性を高め取組を加速化させるため本実施計画を策定する。

○本市のこれまでの取組と、令和6年度における教員の時間外在校等時間の状況等を記載している。

2. 目標

○県指針において、県・市町村教育委員会共通の目標として設定している。

○長時間勤務の是正、ウェルビーイングの向上のため、数値で設定している。

3. 計画の期間

○令和8～11年度の4年(国では、令和11年度までに1月の時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としています)

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○国指針の「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、本市の実情等を考慮し、段階的かつ実効性のある業務改善を進めていくため、教員が担う中核的な業務を明確にするとともに、優先的に見直す業務や適正化を図るべき業務を整理している。

5. 関連する取り組み、今後のフォローアップについて

○取組を着実に実行するため、毎年度計画の実施状況を公表し、総合教育会議に報告する。

○教育委員会としては、各学校の状況を確認し必要に応じ聞き取り、指導、支援を実施する。